

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令の一部を改正する命令(案)に対する意見募集

No	御意見の概要	御意見に対する考え方	命令への反映の有無
1	私は学生時代情報技術が専攻でしたが、政府が扱う個人情報是非常に重要なものです。扱い方について専門家に任せるべきところは任せて、委託という形で委ねるべきです。当人の専門家の信頼性については、省内でご議論していただきたく存じます。	本件の改正は、個人番号カードの有効期間に係る取扱いを変更するものです。御意見については、今後の事務の参考にさせていただきます。	なし
2	成年年齢にあわせて引き下げるとは、他の制度の成年年齢と整合性を合わせるために必要なことだと思います。加えて、今後マイナンバーカードを運転免許証として利用できるよう改正する際にあわせて、運転免許センター等でマイナンバーカードの更新が可能となるようなシステムの改修・制度の改正(免許更新時にあわせてマイナンバーカードの更新ができるようにする)等を検討していただきたいと思います。マイナンバーカードの普及の大きな障害が、身分証明証として運転免許証が広く普及しているため身分証明証としての需要が無いことと、取得・更新時に市町村の窓口に出向く必要があることだと考えます。(運転免許所有者のほとんどが)免許更新には違和感なく出向くことを考えれば、その際にあわせて更新ができるようになれば、市町村窓口に出向く負担感が薄れ、取得しやすくなると思います。	御指摘の運転免許センターでの個人番号カードの申請等については、一部の自治体において取り組まれているところであり、総務省としても引き続き周知を図ってまいります。	なし
3	本日郵便局で個人情報を紛失したとの報道がありました。ヒューマンエラーも含めて個人情報か外部に漏れることは多々あります。改めてご検討くださいますようお願いいたします。	本件の改正は、個人番号カードの有効期間に係る取扱いを変更するものです。御意見については、今後の事務の参考にさせていただきます。	なし
4	当然といえば当然の改正であると考えます。	賛成意見として承ります。	なし
5	命令などの案の本則の表以外の部分に「順次対応する」とあるが、内閣法制局の「改正対照表を用いた改正方式について(案)」によれば、「一の規定に改正部分が複数ある場合には、改正前欄において傍線を付した改正部分と改正後欄において傍線を付した改正後の文言とが順次対応するものであることを本文に明記する」とある。本案の場合、それぞれの規定(号)中には、それぞれ一の傍線部分があるから、「順次」の文言は必要ないのではないか。なお、内閣府令では、この取扱によっていることを付言します。	総務省における新旧対照表による改正方法では、同一改正表中に複数の改正項目がある場合には、「順次」の文言を記載することとしているところです。	なし
6	障害者自立支援法によるサービス受給者証の更新は、手書きでしかも書く量が多く手書きが苦手な障害者もいます。サービス受給者証をマイナンバーと連動させてネットでもサービス受給者証の更新手続きをできるようにしてほしいです。	本件の改正は、個人番号カードの有効期間に係る取扱いを変更するものです。御意見については、所管省庁にお伝えさせていただきます。	なし

7	<p>旅券法に揃えるという点では賛成です。 しかしながら、成人年齢が引き下げられるからと言って、容姿の変化が小さくなる年齢がそのまま引き下がるわけではありません。(逆に18歳以上では容姿の変化を小さいものと判断するなら、成人年齢関係なくもっと前に下げても良かったはず。) 経過措置として、18,19歳の者に対しては当面の間、従前期限、すなわち電子証明書の更新時期に、写真の書換再発行を選択できるような制度とすべきではないかと考えます。その上で、書換申請の数を見て経過措置の存否を考えてもいいと思います。</p>	<p>民法をはじめとする様々な法令において、民法の成年年齢をもって一定の区切りとしている例が多く、国民に理解しやすい区切りであること、旅券においても御指摘のような経過措置は置かれていないことを踏まえた改正としております。</p>	なし
8	<p>民法改正による成年年齢の18歳化については反対であるが(その分、18歳及び19歳の若者に対する法的な保護が薄くなるので。特に刑事行政・刑事司法において顕著であるが、成年年齢18歳化の悪影響はかなり大きく、多くの若者がよろしくない者達に食べ物にされ救済手段も少なくなるといった事態が発生する事が法的扱いの変化から確実に危惧されるものであるので、国民としてはこれを許容し難い。選挙権等について個別に18歳からの可能化が可能である事を考えると、これは悪方面でばかり有用であるものと判断されるものであるが、日本国民が国会議員達によって不適切にその保護を剥ぎ取られている事態であると判断されるものである。全く利益についてあるとならない、問題ある法律改正であって、成年年齢の18歳化については到底是認出来ない。法務省も国会も思考能力と善意に問題があると判断される(あるいは完全なる裏切りである。間違いなく悪方向で働くものであるのである。))、民法への追従的な内容であるのであまり意見は無い。ただし、民法改正における成年年齢の18歳化については大反対である事については国民として意見を行っておく。今からでも成年年齢18歳化については中止し、従前のおり20歳を成年年齢とされたい。個別の法令改正によつての選挙権等についての18歳からの可能化については基本としてあまり否定しないが(なお、憲法での成年者による普通選挙の保障は、(依然として未成年者である)18歳では選挙を行えないという最高法規による権利の制限ではないはずである。)、基本となる成年年齢は従前のおり20歳としていた方が絶対的に良いはずである。 意見は以上である。</p>	<p>令和4年4月1日から施行される民法の一部を改正する法律(平成30年法律第59号)により、成年年齢の引き下げがなされるものであり、御理解いただくようお願いいたします。</p>	なし